

平成 26 年 11 月 19 日

株式会社三菱東京 UFJ 銀行

米国金融当局との和解について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（頭取 ひらの のぶゆき 平野 信行）は、ニューヨーク州金融サービス局（New York State Department of Financial Services 以下、DFS）との間で、弊行が 2007～2008 年に自主的に社内調査を実施した、米国の定める経済制裁国向けの決済取引に関する報告書の調査・作成過程において、弊行が委託先である PricewaterhouseCoopers LLP（以下、PwC）に対して行った指示および DFS に対する説明に関して、今般、315 百万米ドルの支払と当時の関係者に対する対応、米国のマネーロンダリング防止対策機能等のニューヨークへの一部移転ならびに現在、第三者機関に委託中の米国の経済制裁対応に関する弊行の内部管理態勢検証について DFS が必要と認めた場合の期間延長を行うことで合意いたしました。

関係者の皆さまに、多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことにつき、心よりお詫び申し上げます。

弊行は、同報告書を 2008 年に DFS 宛てに自主的に提出しており、2013 年 6 月には同報告書の結果等をもとに、2002 年～2007 年に弊行が取り扱ったイラン関連の米ドル建決済取引において適切性を欠いた事務処理があった等として、DFS との間で和解が成立しております。

弊行は、引き続き法令遵守態勢および内部管理態勢等につきまして、不断の改善に努めてまいります。

以 上